

すもと新生活スタートアップ支援事業（移住世帯）

淡路島外から移住し、住宅を購入または賃借する2人以上の世帯（夫婦、親子関係等）に対して、住宅に関する費用、引越費用、車購入費用を支援します。

交 付 申 請

1. 対象

- ①淡路島外から洲本市に転入された2人以上の世帯（夫婦、親子等2親等以内の親族）で、世帯全員が転入日の前日から起算して過去3年以内に淡路島内に住所を有していない世帯。
- ②現に居住し、住民基本台帳に記録されている世帯で、5年以上洲本市に定住の意思がある世帯。
- ③当該世帯の住居として住宅を購入（所有権保存登記をしていること）し、または賃借をすること
- ④国や他の地方自治体から、この制度に類する補助金の交付を受けたことがないこと。
- ⑤生活保護法による保護や他の公的制度による補助を受けていないこと。
- ⑥世帯員に暴力団員がいないこと。 ⑦世帯全員に市税等の滞納がないこと。

2. 申請時期

転入日から6カ月以内

3. 補助限度額

※令和5年4月時点。今後変動する可能性あり。

①新築購入（新築の日から1か月を経過していないものに限る。）	210万円
②中古物件購入（空き家バンク登録）	150万円
③中古物件購入（空き家バンク未登録）	130万円
④住宅賃貸借	60万円

※ ①②③は、中学生以下の子1人につき30万円加算あり（最大3人まで）。

4. 補助対象経費

転入日前6カ月にあたる日から転入日後1年を経過する日まで（ただし交付申請年度末まで）の間に世帯主又は当該世帯に属する者が負担した費用（世帯主若しくはその配偶者又はこれらの者の属する世帯に属する者の4親等内の血族若しくは3親等内の姻族の関係にあり、又はあつた者に対して負担する費用は補助対象外。）

◎住宅取得費用【必須項目】

ア ①②③は、世帯主及び当該世帯に属する者の居住の用に供する住宅及びその敷地の取得に要する土地購入費、工事請負費、家屋購入費等（世帯主又は当該世帯に属する者が単独で所有し、又は2分の1以上の共有持分を有することとなる場合における費用に限る。また、併用住宅の場合は専ら人の居住の用に供される部分に限る。）

イ ④は、世帯主及び当該世帯に属する者の居住の用に供する住宅の賃借に要する仲介手数料、敷金、礼金、賃料、共益費等（勤務先から支給される住居手当等を除いた費用に限る。）

○引越し費用

住宅への引越運送及びこれに附帯する荷造り等（専門業者に依頼する場合に限る。）

○自動車取得費用

世帯主又は当該世帯に属する者の使用に供する自動車の取得費用（ただし、自動車の耐用年数の期間中は使用すること。）

（普通自動車）【新車】：6年、【中古】～15か月（新車登録からの経過月数）：5年、

16～30か月：4年、31～45か月：3年、46か月～：2年

（軽自動車）【新車】：4年、【中古】～15か月：3年、16か月～：2年

4. 提出書類（交付申請時）

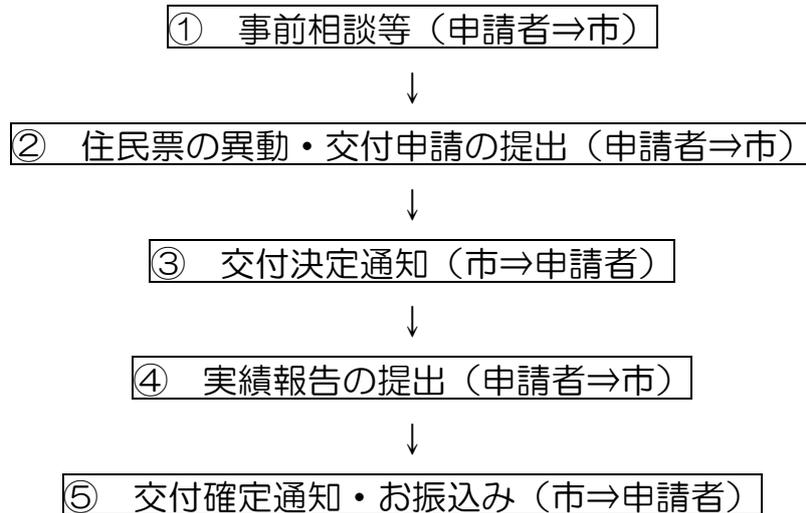
- ①補助金交付申請書 ②収支予算書 ③市歳入金情報に関する同意書
- ④世帯全員の住民票の写し（世帯主、本籍記載のもの）
- ⑤世帯全員の戸籍の附票の写し（本籍地の市区町村で発行）
※ 転入日の前日から起算して過去3年以内に淡路島内に住所を有していないことが確認できるもの
- ⑥誓約書兼同意書
- ⑦補助対象経費に係る見積書（補助対象経費の内訳が確認できるもの。）
（住宅購入の場合）工事請負契約書または売買契約書の写し、住宅の平面図及び位置図の写し
（住宅賃貸借の場合）住宅の賃貸借契約書の写し、住宅の平面図及び位置図の写し
（自動車を取得される場合）自動車の売買契約書の写し、自動車の仕様・性能・主要諸元等を記載した印刷物の写し

実 績 報 告

1. 提出書類（補助対象経費を全額支払われた後、速やかに提出）

- ①補助事業等実績報告書 ②収支決算書
- ③世帯全員の住民票の写し（世帯主、本籍記載のもの。）
- ④補助対象経費に係る領収書（補助対象経費の支払いが確認できるもの。）
金融機関発行の振込控え、家賃等支払い口座の通帳の写し、クレジットカードの利用明細等
- ⑤建物及びその敷地の登記事項証明書（全部事項証明書。住宅購入の場合に限る。）
- ⑥補助金等交付請求書

補 助 金 の 申 請 から 交 付 ま で の 流 れ



※ 補助対象経費を全額支払われた後、実績報告の提出⇒補助金のお振込みとなります。

お問い合わせ先

洲本市企画課 TEL 0799-24-7614

〒656-8686 兵庫県洲本市本町三丁目4番10号